



鳥取県公報

令和8年3月31日（火）
号外第28号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	産業教育手当の支給に関する規則（4）（給与課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（5）（任用課）・・・・・・ 3
	職員等の給与の支給に関する規則及び給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項 の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則（6）（給与課）・・・・・・ 4
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・・・ 13
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 （8）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（9）（〃）・・・・・・ 27
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・ 38
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（11）（〃）・・・・・・ 42
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則（12）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
	宿日直手当に関する規則等の一部を改正する規則（13）（〃）・・・・・・ 47
	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（14）（〃）・・・・・・ 50
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（15）（〃）・・・・・・ 52
	特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則（16）（〃）・・・・・・ 55
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（17）（〃）・・・・・・ 60
	職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （18）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（19）（〃）・・・・・・ 63
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として 専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則 （20）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（21）（〃）・・・・・・ 67
	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（22）（〃）・・・・ 70

人事委員会規則

産業教育手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第4号

産業教育手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第11条の2第2項及び第18条の規定に基づき、産業教育手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の範囲)

第2条 条例第11条の2第1項に規定する産業教育手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業又は実習を担当する時間数が、その者の授業又は実習を担当する時間数の2分の1に満たない者
- (2) 実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業又は実習を担当する時間数と当該授業又は実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

第3条 条例第11条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者で、その者の従事する実習(次号において「担当実習」という。)に関し技術優秀と認められるもの
- (2) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの

2 条例第11条の2第2項に規定する産業教育手当は、次の各号に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者には支給しない。

- (1) 実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理
- (2) 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

(支給方法)

第4条 産業教育手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日(職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)第2条第1項に規定する支給期日をいう。)までに支給する。

2 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

- (1) 出張中の場合
- (2) 研修中の場合
- (3) 勤務しなかった場合(条例第12条の2第1項第1号に規定する休職の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号に該当する病気休暇の場合を除く。)

3 前2項に規定するもののほか、産業教育手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第5号

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成28年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第17条第1項に規定する部長及び同条例第18条第2項に規定する会計管理者 2～12 略	別表第1（第5条関係） 1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第17条第1項に規定する部局長及び同条例第18条第2項に規定する会計管理者 2～12 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員等の給与の支給に関する規則及び給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第6号

職員等の給与の支給に関する規則及び給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

(職員等の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例附則第19項の通知)</p> <p>第7条の2 給与条例附則第19項の通知は、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対し、書面の交付により行うものとする。ただし、書面の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。</p> <p>第9条 略</p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等(増加恩給(公務傷病年金を含む。))又は扶助料(遺族年金を含む。)の受給者に扶養親族がある場合のその扶養親族に対する加給を除く。)の合計額が、年額130万円以上<u>満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下この号において「大学生世代者」という。)</u>にあつては、<u>年額150万円以上</u>であると見込まれる者(年の中途について、月額10万8,334円以上<u>(大学生世代者にあつては、月額12万5,000円以上)</u>の所得を得るに至り、その原因が継続すると認められる者を含む。)</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与条例附則第18項の通知)</p> <p>第7条の2 給与条例附則第18項の通知は、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対し、書面の交付により行うものとする。ただし、書面の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。</p> <p>第9条 略</p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等(増加恩給(公務傷病年金を含む。))又は扶助料(遺族年金を含む。)の受給者に扶養親族がある場合のその扶養親族に対する加給を除く。)の合計額が、年額130万円以上であると見込まれる者(年の中途について、月額10万8,334円以上の所得を得るに至り、その原因が継続すると認められる者を含む。)</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>

(給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則の一部改正)

第2条 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則(令和5年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">給与条例附則第12項、第14項、<u>第16項</u>又は第17項の規定による給料に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) <u>附則第12項、第14項、第16項又は第17項</u>の規定による給料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例<u>附則第12項</u>に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(給与条例附則第12項及び第14項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 給与条例<u>附則第12項及び第14項</u>の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員</p> <p>ア 異動日又は給与条例<u>附則第14項</u>に規定する任命をされた日(以下この条において「任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員</p> <p>イ～エ 略</p>	<p style="text-align: center;">給与条例附則第11項、第13項、<u>第15項</u>又は第16項の規定による給料に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) <u>附則第11項、第13項、第15項又は第16項</u>の規定による給料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例<u>附則第11項</u>に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(給与条例附則第11項及び第13項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 給与条例<u>附則第11項及び附則第13項</u>の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員</p> <p>ア 異動日又は給与条例<u>附則第13項</u>に規定する任命をされた日(以下この条において「任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員</p> <p>イ～エ 略</p>

(2) 略

2 略

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員の2以上に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

2・3 略

4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員の2以上に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第9項の規定に

(2) 略

2 略

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員の2以上に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

2・3 略

4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員の2以上に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第9項の規定に

より当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号並びに第3項及び第4項に規定する職員に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2 略

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号までに掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員の2以上に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

2・3 略

4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員の2以上に該当する職員（前項の規定の適用を受ける

より当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号並びに第3項及び第4項に規定する職員に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

2 略

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号までに掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号に掲げる職員の2以上に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

2・3 略

4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員の2以上に該当する職員（前項の規定の適用を受ける

職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動等をした職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項に規定する給料として支給する。

2・3 略

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1)～(4) 略

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であっ

職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動等をした職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項に規定する給料として支給する。

2・3 略

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)～(4) 略

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であっ

て、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1)～(4) 略

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位

て、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)～(4) 略

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位

の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) 略

2・3 略

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

(人事交流等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給)

第10条 初任給規則第7条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日

の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) 略

2・3 略

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

(人事交流等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第10条 初任給規則第7条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日

に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第9項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第11条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務職員等となった職員であって、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第1号又は第2号に掲げる職員となったものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める

に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第9項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 略

（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給）

第11条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務職員等となった職員であって、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第1号又は第2号に掲げる職員となったものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める

<p>額（以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第11条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(この規則により難い場合の措置)</p> <p>第12条 給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規則の定めるもののほか、給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>額（以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第11条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(この規則により難い場合の措置)</p> <p>第12条 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規則の定めるもののほか、給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 <u>条例第23条第1項第6号の科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>情報又は福祉の課程を置く高等学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者又は短時間勤務職員（給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に限る。）のうち高等学校の情報又は福祉の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の情報又は福祉を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）であって、当該情報又は福祉に関する科目を主として担任するものが行う当該情報又は福祉に関する科目に係る業務</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する高等学校の実習助手のうち次のいずれかに該当する者であって、当該高等学校の情報又は福祉に関する課程において実習を伴う情報又は福祉に関する科目について教諭の職務を助けるものが行う当該情報又は福祉に関する科目に係る業務</u></p> <p><u>ア 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者で、担当実習（その者の従事する実験又は実習をいう。以下この号において同じ。）に関し技術優秀と認められるもの</u></p> <p><u>イ 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの</u></p> <p>2. <u>条例第23条第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に直接従事した時間とす</u></p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条</p> <p>条例第23条第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に直接従事した時間とす</p>

<p>る。</p> <p>(手当の支給の特例)</p> <p>第5条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ条例に規定する額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当（手当の額が日額により定められているものに限る。）の支給される業務、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>種雄牛馬等取扱手当</u></p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p>る。</p> <p>(手当の支給の特例)</p> <p>第5条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に<u>給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員</u>（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ条例に規定する額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当（手当の額が日額により定められているものに限る。）の支給される業務、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>種雄牛馬取扱手当</u></p> <p>(5)～(9) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-<u>第2条の3</u>)</p> <p>第2章 初任給(第3条-<u>第7条の3</u>)</p> <p>第3章 昇格その他の異動(第8条-<u>第9条</u>)</p> <p>第4章~第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第25条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定、<u>職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)</u>第11条及び第13条の規定<u>並びに特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例(令和7年鳥取県条例第1号。以下「鳥取方式短時間勤務条例」という。)</u>第11条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-<u>第2条の6</u>)</p> <p>第2章 初任給(第3条-<u>第7条の2</u>)</p> <p>第3章 昇格その他の異動(第8条-<u>第9条の2</u>)</p> <p>第4章~第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第25条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定<u>並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)</u>第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p>

ア 略

イ 略

ウ 略

エ アからウまでに該当しない職員にあっては、当該職員に適用される学歴免許等の資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から減年数を差し引きした年数（差し引きする場合には、換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。）又はその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合計した年数とする。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(級別資格基準表)

第2条の2 略

2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる数は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者がその職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

(級別資格基準表の適用)

第2条の3 略

ア 略

イ 削除

ウ 略

エ 略

オ アからエまでに該当しない職員にあっては、当該職員に適用される学歴免許等の資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から減年数を差し引きした年数（差し引きする場合には、換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。）又はその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合計した年数とする。

(5) 略

(6) 在級年数 職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。

(7) 必要在級年数 職員が昇格する場合の資格として必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

(8) 略

(9) 略

第2条の2及び第2条の3 削除

(級別資格基準表)

第2条の4 略

2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる左欄の数字は、その職務の級に決定されるための必要在級年数を示し、右欄の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者がその職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

(級別資格基準表の適用)

第2条の5 略

第2条の6 正規の試験の行われる職の属する職務の級における在級年数は、職員が、その試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した時以後の在級年数とする。

2 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合には、当該各号に定める期間をその者の在級年数として通算することができる。

(新たに職員となった者の職務の級)

第3条 略

2 第7条各号のいずれかに掲げる者から新たに職員となった者、第7条の2第1号若しくは第2号に規定する職又は鳥取方式短時間勤務職員（鳥取方式短時間勤務条例第3条第1項に規定する鳥取方式短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に採用された者の職務の級が、前項の基準によれば部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の職務の級を決定することができる。

(経験年数を有する者の号給の調整)

第5条 新たに職員となった者（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第12条の3に規定する職員となった者を除く。）のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

(1) 略

(2) 選考に基づいて新たに任用される職員（第3項及び次条において「選考採用職員」とい

(1) 第7条の規定の適用を受けて号給が決定された者又は第7条の2第1号若しくは第2号に該当し、同条の規定の適用を受けて号給が決定された者 部局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第9条又は第9条の2の規定の適用を受けて職務の級及び号給が決定された者 部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

第3条 略

2 第7条各号のいずれかに掲げる者から新たに職員となった者又は第7条の2第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者の職務の級が、前項の基準によれば部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の職務の級を決定することができる。

(経験年数を有する者の号給の調整)

第5条 新たに職員となった者（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第12条の3に規定する職員となった者を除く。）のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

(1) 略

(2) 選考に基づいて新たに任用される職員（第3項及び次条において「選考採用職員」とい

う。) その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の月数を12月(第2条第4号ア及びエに規定するものである場合において、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(有用な経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数の月数を12月(第2条第4号ア及びエに規定するものである場合(必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定された者の経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び有用な経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数

2・3 略

第6条の3 第4条から前条までの規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条の規定を適用するものとする。

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 略

(引き続いて鳥取方式短時間勤務職員に採用する場合の号給)

第7条の3 職員から引き続いて新たに鳥取方式短時間勤務職員に採用する場合において、第5条から第6条の3までに規定によるときには部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。)させる

う。) その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の月数を12月(第2条第4号ア及びオに規定するものである場合において、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(有用な経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数の月数を12月(第2条第4号ア及びオに規定するものである場合(必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定された者の経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び有用な経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数

2・3 略

第6条の3 第4条から前条までの規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 略

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。))をさせる場合で人事委員会が定めるとき及

ことについては、人事委員会が必要と認めるものに限る。

(1)～(9) 略

2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該資格基準を満たさない職員を昇格させることができる。

3 略

4 略

5 略

(上位資格の取得等による昇格)

第8条の2 現に職員である者が、第3条第1項第1号の資格を取得したとき、若しくは同項第2号の資格を取得したもとして人事委員会の承認を得たとき、又は級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験又は職種欄に属する職に異動した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、前条(第1項後段を除く。)の規定にかかわらず、それぞれその資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるとき

び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

(1)～(9) 略

2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該資格基準を満たさない職員を昇格させることができる。

3 略

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

5 略

6 略

(上位資格の取得等による昇格)

第8条の2 現に職員である者が、第3条第1項第1号の資格を取得したとき、若しくは同項第2号の資格を取得したもとして人事委員会の承認を得たとき、又は級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験又は職種欄に属する職に異動した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、前条の規定にかかわらず、それぞれその資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるとき

<p>は、第8条(第1項後段を除く。)の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(初任給基準表又は給料表の適用を異にする異動)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第1号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。この場合において、第8条第1項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。</p> <p>(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)</p> <p>(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動</p> <p>2 略</p>	<p>は、第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(初任給基準表を異にする異動)</p> <p>第9条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の級にとどまらせるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料表の適用を異にする異動)</p> <p>第9条の2 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の異動をした職員の異動後の号給について準用する。</p>
--	--

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の2から別表第3の10までを次のように改める。

別表第3の2(第2条の2関係)

行政職給料表級別資格基準表

試験		職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
			正規 の試 験	大学卒業 程度	大学卒	0	3	7	11	13	15
短大卒業 程度	短大卒	0		6	10	14	16	18	22	25	28
高校卒業 程度	高校卒	0		8	12	16	18	20	24	27	30
その他		中学卒	3	12	16	20	22	24	28	31	34

備考

- 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「短大卒業程度」は職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒業程度」は職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第3の3（第2条の2関係）

公安職給料表級別資格基準表

試験		職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
			正規 の試 験	大学卒業 程度	大学卒		0	1	5	11	13
高校卒業 程度	高校卒	0		2	5	10	16	18	20	22	25
その他		中学卒	4	6	9	14	20	22	24	26	29

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は警察官採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒業程度」は警察官採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第3の4（第2条の2関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	特2級	3級	4級
		校長	大学卒			
	短大卒					28
副校長及び教頭	大学卒				16	
	短大卒				19	
主幹教諭及び指導教諭	大学卒			12		
	短大卒			15		
教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講師（人事委員会 が定めるものに限る。）	大学卒		0			
	短大卒	0	2.5			
実習教諭	大学卒		20			
	短大卒		20			
	高校卒		20			
寄宿舎教諭	大学卒		20			
	短大卒		20			
	高校卒		20			
講師、助教諭、 養護助教諭、実 習助手及び寄宿 舎指導員	大学卒	0				
	短大卒	0				
	高校卒	0				

備考

- 1 実習教諭及び寄宿舎教諭の必要経験年数については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（実習教諭にあつては、実習を行う教科に係るものに限る。）を有する者にあつては、10年とする。
- 2 教育職給料表（1）の適用を受ける課長補佐、主幹、教務主幹、係長、副主幹、教務主任、総括専門員、専門員、文化財主事、次長、教育人材開発主査、高校教育主査、社会教育主査、指導主査、指導主事、管理主事、社会教育主事、健康管理主事、学芸員補、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員及び専門指導員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5（第2条の2関係）

教育職給料表（2）級別資格基準表

職種	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
	学歴免許						
校長	大学卒						24
	短大卒						27
副校長及び教頭	大学卒					11	
	短大卒					14	
主幹教諭及び指導教諭	大学卒				9		
	短大卒				12		
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒			0			
	短大卒			0			
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒		0				
	短大卒		0				
	高校卒		0				

備考 教育職給料表（2）の適用を受ける課長補佐、主幹、係長、副主幹、総括専門員、専門員、文化財主事、次長、教育人材開発主査、義務教育主査、社会教育主査、指導主査、指導主事、管理主事、社会教育主事、健康管理主事、学芸員補、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員及び専門指導員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の6（第2条の2関係）

研究職給料表級別資格基準表

試験		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
		学歴免許						
正規の試験	大学卒業程度	大 学 卒	博士課程修了	0	2	6	10	17
			修士課程修了	0	5	9	13	20
			その他	0	7	11	15	22
	短大卒業程度	短大卒	0	10	14	18	25	
	高校卒業程度	高校卒	0	12	16	20	27	
その他	中学卒		3	16	20	24	31	

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準

ずる正規の試験を示し、「短大卒業程度」は職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒業程度」は職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。

3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（令和6年鳥取県人事委員会規則第9号）別表第3の1の表本庁の項美術館の号、2の表及び3の表に掲げる職を占める職員に適用する。

別表第3の7（第2条の2関係）

医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級
	学歴免許				
医師及び歯科医師	大学6卒	0	4	8	15

別表第3の8（第2条の2関係）

医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	学歴免許							
薬剤師	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大卒	0	2.5	8	11	16	20	23
診療放射線技師	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
臨床検査技師	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
衛生検査技師	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大卒	0	2.5	8	11	16	20	23
理学療法士及び作業療法士	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
視能訓練士	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
言語聴覚士	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
歯科衛生士	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
	短大2卒	0	2.5	8	11	16	20	23
	高校専攻科卒	0	4	9	12	17	21	24
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師	短大3卒	0	1	6	9	14	18	21
	短大2卒	0	2.5	8	11	16	20	23
	高校卒	0	5	10	13	18	22	25
その他	大学卒		0	5	8	13	17	20
	短大卒	0	2.5	8	11	16	20	23
	高校卒	0	5	10	13	18	22	25
	中学卒	4	9	14	17	22	26	29

別表第3の9（第2条の2関係）

医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	学歴免許							

助産師及び看護師	大学卒		0	5	7	10	17	20
	短大卒		0	7	9	12	19	22
准看護師	准看護師養成所卒	0	7					

別表第3の10（第2条の2関係）

海事職級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	学歴免許					
船長、機関長、 一等航海士、一 等機関士、二等 航海士、二等機 関士、通信長、 航海士長、機関 士長、漁業取締 専門員、航海 士、機関士及び 通信士	大学卒		0	5	9	11
	短大卒	0	2.5	8	12	14
	高校卒	0	5	10	14	16
甲板長、操機 長、司ちゅう 長、冷凍長、甲 板員、操舵手、 操機手、機関員 及び司ちゅう員	大学卒	0	1	6		
	短大卒	0	3	8		
	高校卒	0	5.5	11		

（人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（29） 略</p> <p>（30） 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、<u>第7条から第7条の3まで</u>、第8条第2項、第15条又は第20条の規定による承認をすること。</p> <p>（31）～（37） 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（29） 略</p> <p>（30） 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、<u>第7条、第7条の2</u>、第8条第2項、第15条又は第20条の規定による承認をすること。</p> <p>（31）～（37） 略</p>

（人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正）

第4条 人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務局長専決事項	次長 専決 事項	課長 専決 事項	事務局長専決事項	次長 専決 事項	課長 専決 事項
1～13 略	略	略	1～13 略	略	略
14 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに相当する職以下の職又はこれらと同等とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用しようとする者について、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第3条第1項第2号、同条第2項又は第7条から第7条の3までの規定による承認			14 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに相当する職以下の職又はこれらと同等とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用しようとする者について、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第3条第1項第2号、同条第2項、 <u>第7条又は第7条の2</u> の規定による承認		
15・16 略			15・16 略		

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）
- 任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例）</p> <p>第4条 一般任期付職員（条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。）をいう。以下同じ。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、級別資格基準表（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第</p>	<p>（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例）</p> <p>第4条 一般任期付職員（条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。）をいう。以下同じ。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、級別資格基準表（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第</p>

<p><u>2条の2第1項</u>に規定する級別資格基準表をいう。以下同じ。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>2条の4第1項</u>に規定する級別資格基準表をいう。以下同じ。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

(給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則の一部改正)

3 給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）<u>第2条第7号</u>に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則<u>第2条第6号</u>に規定する昇格をした職員</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）<u>第2条第9号</u>に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則<u>第2条第8号</u>に規定する昇格をした職員</p> <p>(2)～(5) 略</p>

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第9号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは給与条例第10条第2項第2号に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があった場合</u></p> <p>(2) <u>第9条の6第1項第2号又は第3号の職員たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第3項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）、特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める<u>支給単位期間をその初日から1月ごとに区分した期間（以下「区分期間」という。）のうち最後の区分期間の直前の区分期間</u>に生ずること</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) <u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</u></p> <p>(2) <u>第9条の8第1項第2号又は第3号の職員たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）、特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める<u>期間に係る最後の月の前月以前</u>に生ずることが<u>当該期間に係る最初の月の初日</u>において明らかである場合には、当該事由が生ずることと</p>

とが当該支給単位期間の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する区分期間（その日が区分期間の属する月の初日である場合にあっては、その日の属する区分期間の直前の区分期間）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 略

(2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。

ア～エ 略

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）又は同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。以下「部分休業」という。）をすること。

カ～コ 略

(3)～(5) 略

第5条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される日又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される日から開始する。

2 月の中途において次の各号に掲げる場合（当該各号に掲げる期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）に該当するとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日から開始する。

(1)～(5) 略

(6) 育児休業又は部分休業をした場合 育児休業又は部分休業の期間

(7)～(10) 略

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間又は区分期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項各号に掲げる場合から復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日から開始する。

なる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）を定めることができる。

(1) 略

(2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。

ア～エ 略

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をすること。

カ～コ 略

(3)～(5) 略

第5条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において次の各号に掲げる場合（当該各号に掲げる期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）に該当するとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

(1)～(5) 略

(6) 育児休業をした場合 育児休業の期間

(7)～(10) 略

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項各号に掲げる場合から復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(駐車場)

第8条の3 給与条例第10条第2項第3号の人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場（職員本人が所有する駐車場その他人事委員会が定める駐車場を除く。）とする。

(1) 人事委員会の定める基準に基づき任命権者が指定する公署に勤務する職員が通勤のため利用することを常例としている駐車場

(2) 1月ごと、複数月ごと又は1年ごとの駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）が設定されている駐車場

(駐車場の利用に係る交通用具)

第8条の3 給与条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める交通用具は、自動車等（自転車を除く。）とする。ただし、給与条例第10条第1項第3号に規定する職員について同条第2項第3号に定める額を算定する場合における同項第2号の人事委員会規則で定める交通用具は、自動車等とする。

(駐車場の要件)

第8条の4 給与条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める駐車場は、給与条例第10条第1項第2号又は第3号に規定する職員が通勤のために利用することを常例とする駐車場（職員本人が所有する駐車場を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条第1項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所その他の交通機関の施設の周辺にある施設であること。

(2) その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等を考慮して、駐車場に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委

員会が駐車場に係る通勤手当の支給を受ける職員との均衡を考慮して別に定める要件とする。

(駐車場に係る通勤手当の額)

第8条の5 給与条例第10条第2項第2号に規定する駐車場の利用に係る1月当たりの料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 1の駐車場を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場について前号アからウまでに定める額を合計した額

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

第8条の4 給与条例第10条第2項第3号に規定する1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 1月ごとに駐車料金が設定されている駐車場 1月の駐車料金

(2) 複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場 複数月又は1年の駐車料金を当該駐車料金の対象となる月数で除して得られる額

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第10条第2項第4号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第4号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合に給与条例第10条第3項に規定する駐車場（以下この号及び次号において「駐車場」という。）の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離（2以上の駐車場を利用する場合は、それぞれの自動車等の使用区間の通

勤距離)が片道2キロメートル以上である職員

(2) 交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合に駐車場の利用に係る交通機関等の利用区間の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員

2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

(1) 通勤のため利用することを常例としている駐車場

(2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場であって、その乗継地周辺にあるもの(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に規定する保管場所を除く。)

(3) 1月ごと、複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場

3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある職員

(2) 地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

第9条の3 給与条例第10条第3項に規定する通勤手当の額は、料金、時間、距離、位置等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の方法により算出するものとする。

2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 1月ごとに駐車料金が設定されている駐車場 1月の駐車料金

(2) 複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場 複数月又は1年の駐車料金を当該駐車料金の対象となる月数で除して得られる額

(給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員)

第9条の2 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル（特別急行列車を利用する場合には、40キロメートル）以上若しくは通勤時間が90分（特別急行列車を利用する場合には、60分）以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員（これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。）とする。

2 給与条例第10条第3項第2号の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

(1)・(2) 略

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の3 給与条例第10条第3項第2号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 略

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与条例第10条第3項第2号に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ

(給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める職員)

第9条の4 給与条例第10条第4項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル（特別急行列車を利用する場合には、40キロメートル）以上若しくは通勤時間が90分（特別急行列車を利用する場合には、60分）以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員（これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。）とする。

2 給与条例第10条第4項第2号の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

(1)・(2) 略

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の5 給与条例第10条第4項第2号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 略

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与条例第10条第4項第2号に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ

(イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。)とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 略

(3) 略

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の4 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等に相当する額(第9条の8第4項においてこれらを「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の5 給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 略

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与条例第10条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ(イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ(イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。)とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後

(イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。)とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 略

(3) 略

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の6 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第4項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等に相当する額(第9条の13第4項においてこれらを「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の7 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 略

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与条例第10条第5項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ(イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ(イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。)とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後

の住居
イ 略
(3) 略

第9条の6 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1)～(3) 略

(4) その他給与条例第10条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

2 前項第1号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する転居（以下この項において「最初の転居」という。）の日以後に転居する場合における当該最初の転居の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 前項第1号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 略

(3) 略

（特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金等の算出の基準）

第9条の7 給与条例第10条第5項第2号アに規定する1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額

の住居
イ 略
(3) 略

第9条の8 給与条例第10条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1)～(3) 略

(4) その他給与条例第10条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

2 前項第1号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する転居（以下この項において「最初の転居」という。）の日以後に転居する場合における当該最初の転居の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該最初の転居の直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 略

(3) 略

（特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金等の算出の基準）

第9条の9 給与条例第10条第6項第2号アに規定する1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額

(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 2 給与条例第10条第5項第2号イに規定する1月の通勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の特別料金等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(支給日等)

第9条の8 略

2 略

- 3 職員が通勤手当の支給を受ける予算上の科目(この項及び第10条の2第3項において「費目」という。)を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が従前通勤手当の支給を受けていた費目から支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 略

(支給の始期及び終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する支給単位期間又は区分期間(これらの日が支給単位期間又は区分期間の初日であるときは、その日の属する支給単位期間又は区分期間の直前の支給単位期間又は区分期間)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する支給単位期間又は区分期間の直後の支給単位期間又は区分期間(その日が支給単位期間又は区分期間の初日であるときは、その日の属する支給単位期間又は区分期間)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を

(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 2 給与条例第10条第6項第2号イに規定する1月の通勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の特別料金等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(支給日等)

第9条の10 略

2 略

- 3 職員が通勤手当の支給を受ける予算上の科目(この項及び第10条の2第5項において「費目」という。)を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が従前通勤手当の支給を受けていた費目から支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 略

(支給の始期及び終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を

変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 略

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 区分期間の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合（これらの期間の初日の属する区分期間又はその直後の区分期間に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、区分期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び高速自動車国道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の区分期間（支給単位期間が1月である場合にあっては、当該支給単位期間の末日が属する月）である場合にあっては、0円）

変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 略

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び高速自動車国道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

<p>(3) <u>支給単位期間又は区分期間の中途において前項各号に掲げる事由が生じ、当該支給単位期間又は区分期間の末日までに新たに支給単位期間が開始する場合</u> <u>人事委員会が定める額</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(支給できない場合)</p> <p>第11条 給与条例第10条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、<u>支給単位期間又は区分期間</u>の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、<u>当該支給単位期間又は区分期間</u>に係る通勤手当は支給することができない。</p>	<p>3・4 略</p> <p>(支給できない場合)</p> <p>第11条 給与条例第10条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、<u>支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間</u>の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、<u>当該支給単位期間等</u>に係る通勤手当は支給することができない。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する支給単位期間について適用し、同日前に開始した支給単位期間については、なお従前の例による。

(施行日前から駐車場を利用している職員の届出)

- 3 施行日前から駐車場（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第50号）第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第10条第2項第2号に規定する駐車場をいう。）を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場を利用することにより施行日において同条第1項第2号又は第3号の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規則第3条の規定により、その実情を届け出なければならない。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知 事 の 事 務 部 局	本庁	部長（政策戦略局名古屋代表部の部長を除く。） <u>人口戦略推進本部の本部長</u> 令和の改新戦略本部の本部長 輝く鳥取創造本部の本部長 男女協働未来創造本部の本部長 会計管理者 政策戦略局東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 政策戦略局関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監	1種	知 事 の 事 務 部 局	本庁	部長（政策戦略局名古屋代表部の部長を除く。） 令和の改新戦略本部の本部長 輝く鳥取創造本部の本部長 男女協働未来創造本部の本部長 会計管理者 政策戦略局東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 政策戦略局関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監	1種
		次長（政策戦略局名古屋代表部、衛生環境研究所及びくらしの安心局消費生活センターの次長を除く。） 局長 政策戦略局東京本部の本部長 政策戦略局関西本部の本部長 原子力安全対策監	2種			<u>総局長</u> 次長（政策戦略局名古屋代表部、衛生環境研究所及びくらしの安心局消費生活センターの次長を除く。） 局長 政策戦略局東京本部の本部長 政策戦略局関西本部の本部長 原子力安全対策監	2種

		行政体制整備局職員人材開発センターの所長 (人事委員会が承認したものに限る。) 総合事務センターの所長				行政体制整備局職員人材開発センターの所長 (人事委員会が承認したものに限る。) 総合事務センターの所長 <u>官房長(人事委員会が承認したものに限る。)</u>			
		文化振興監 美術館の館長(人事委員会が承認したものに限る。) 美術館の副館長(人事委員会が承認したものに限る。) 感染症対策センターの所長 経済産業振興監 衛生環境研究所の所長 (人事委員会が承認したものに限る。) 参事監				文化振興監 美術館の館長(人事委員会が承認したものに限る。) 美術館の副館長(人事委員会が承認したものに限る。) 感染症対策センターの所長 経済産業振興監 衛生環境研究所の所長 (人事委員会が承認したものに限る。) 参事監			
		略				略			
		衛生環境研究所の次長 室長 <u>チーム長</u> 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 副官房長 農業振興局農業大学の副校長 総括検査専門員	4種			衛生環境研究所の次長 室長 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 副官房長 農業振興局農業大学の副校長 総括検査専門員	4種		
		略				略			
地 方 機 関	略					略			
	消防 学校	校長	3種			消防 学校	校長	3種	
							副校長(人事委員会が承認したものに限る。)	4種	
		略				略			
	皆成 学園	略 所長	4種			皆成 学園	略 <u>所長(人事委員会が承認したものに限る。)</u>	4種	

		次長			次長 (人事委員会が承認したものに限る。)			
		養護課の課長			養護課の課長			
		略			略			
	犯罪被害者総合サポートセンター	所長	3種		所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種		
					所長	3種		
		略			略			
	畜産試験場	場長	3種		場長	3種		
		次長	4種					
	中小家畜試験場	場長	3種		場長	3種		
		略			略			
	林業試験場	場長	3種		場長	3種		
		次長	4種					
		略			略			
教育委員会事務局及び教育機関	略				略			
	教育機関	教育センター	所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種	所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	1種 又は 2種		
			副所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種		副所長 副所長 課長		
			所長	3種				
			課長					
			略			略		
	図書館	図書館	館長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種	館長 (人事委員会が承認したものに限る。)	1種 又は 2種		
			略			略		
	博物館	博物館	館長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種	館長 (人事委員会が承認したものに限る。)	1種 又は 2種		

			略				略
		略				略	
略						略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	機関	職員		機関	職員
	略			略	
知事 の事 務部 局	本庁	部長 本部長 所長 理事監 会計管理者 次長 局長 参事監 原子力安全対策監 文 化振興監 経済産業振 興監 課長 室長 <u>チーム長</u> 副局長 校 長 館長 副所長 副 校長 副館長 参事 副本部長 官房長 副 官房長 危機管理専門 官 危機管理情報官 原子力モニタリング専 門官 女性相談支援幹 課長補佐（課内業務 の総括又は庶務に関す る事務を行う課長補 佐、総務課の課長補佐 のうち知事若しくは副 知事の秘書又は庁舎の 秩序の維持に関する事 務を行うもの、人事企 画課の課長補佐及び職 員支援課の課長補佐の うち職員の福利厚生に 関する事務を行うもの に限る。） 総括主計員 係長（総務課の係長 のうち知事又は副知 事の秘書に関する事務 を行うもの、人事企画 課の係長、職員支援課	知事 の事 務部 局	本庁	部長 本部長 所長 理事監 会計管理者 <u>総局長</u> 次長 局長 参事監 原子力安全対 策監 文化振興監 経 済産業振興監 課長 室長 副局長 校長 館長 副所長 副校長 副館長 参事 副本 部長 官房長 副官房 長 危機管理専門官 危機管理情報官 原子 力モニタリング専門官 女性相談支援幹 課 長補佐（課内業務の総 括又は庶務に関する事 務を行う課長補佐、総 務課の課長補佐のうち 知事若しくは副知事の 秘書又は庁舎の秩序の 維持に関する事務を行 うもの、人事企画課の 課長補佐及び職員支援 課の課長補佐のうち職 員の福利厚生に関する 事務を行うものに限 る。） 総括主計員 係長（総務課の係長の うち知事又は副知事の 秘書に関する事務を行 うもの、人事企画課の 係長、職員支援課の係

	の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主計員 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長		長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主計員 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長
略		略	
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。) <u>主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)</u>	県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		略	
東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う <u>課長補佐</u> に限る。) <u>主幹(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う主幹に限る。)</u>	東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。)
埋蔵文化財センター	所長 課長補佐(庶務に関する事務を行う <u>課長補佐</u> に限る。) <u>主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)</u>	埋蔵文化財センター	所長 <u>次長</u>
青谷かみじち史跡公園	所長 <u>参事</u>	青谷かみじち史跡公園	所長
略		略	
産業人材育成センター	所長 校長 副校長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。) <u>主幹(庶</u>	産業人材育成センター	所長 校長 副校長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)

	務に関する事務を行う 主幹に限る。)		
東部農林事務所	所長 副所長 課長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務に 関する事務を行う課長補 佐に限る。) <u>主幹</u> (<u>庶務に関する事務を 行う主幹に限る。</u>)	東部農林事務所	所長 副所長 課長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務に 関する事務を行う課長補 佐に限る。)
農業試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。) <u>主 幹</u> (<u>庶務に関する事務 を行う主幹に限る。</u>)	農業試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。)
園芸試験場	場長 次長 課長補佐 (庶務に関する事務を 行う 課長補佐に限 る。) <u>主幹</u> (<u>庶務に 関する事務を行う主幹 に限る。</u>)	園芸試験場	場長 次長 課長補佐 (庶務に関する事務を 行う 課長補佐に限 る。)
略		略	
畜産試験場	場長 <u>次長</u> 課長補佐 (庶務に関する事務を 行う 課長補佐に限 る。) <u>主幹</u> (<u>庶務に 関する事務を行う主幹 に限る。</u>)	畜産試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。)
中小家畜試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。) <u>主 幹</u> (<u>庶務に関する事務 を行う主幹に限る。</u>)	中小家畜試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。)
略		略	
林業試験場	場長 <u>次長</u> 課長補佐 (庶務に関する事務を 行う 課長補佐に限 る。) <u>主幹</u> (<u>庶務に 関する事務を行う主幹 に限る。</u>)	林業試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。)
略		略	
水産試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。) <u>主 幹</u> (<u>庶務に関する事務 を行う主幹に限る。</u>)	水産試験場	場長 課長補佐(庶務 に関する事務を行う課 長補佐に限る。) 船 長

		船長					
	栽培漁業センター	所長 課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。） <u>主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。）</u>			栽培漁業センター	所長 課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）	
	県土整備事務所	所長 副所長 課長 参事 課長補佐（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。） <u>主幹（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う主幹に限る。）</u>			県土整備事務所	所長 副所長 課長 参事 課長補佐（庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。）	
	略				略		
教育 委員 会の 事務 部局 等	略			教育 委員 会の 事務 部局 等	略		
	教育 機関	教育セ ンター	所長 課長		教育 機関	教育セ ンター	所長 <u>副所長</u> 課長
		略				略	
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第12号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表（第2条関係） 1～17 略	別表（第2条関係） 1～17 略				
	18 <u>米子市日吉津村中学校組合</u>				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	中学校	校長 教頭
機 関	職				
中学校	校長 教頭				
<u>18</u> 略	<u>19</u> 略				
<u>19</u> 略	<u>20</u> 略				
<u>20</u> 略	<u>21</u> 略				
<u>21</u> 略	<u>22</u> 略				
<u>22</u> 略	<u>23</u> 略				
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略				
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略				
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略				
備考 略	備考 略				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則等の一部を改正する規則ここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第13号

宿日直手当に関する規則等の一部を改正する規則

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

第1条 宿日直手当に関する規則(昭和44年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊な業務を主として行う宿日直勤務)</p> <p>第2条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第8条第1項第3号から第8号までに掲げる勤務(同項第6号及び第7号に掲げる勤務については、人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務(勤務時間規則第8条第1項第8号の勤務に係るものを除く。)については、7,700円</p> <p>(3) 前条各号に掲げる宿日直勤務(勤務時間規則第8条第1項第8号の勤務に係るものに限る。)については、5,600円</p> <p>(4) 前3号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、4,700円</p> <p>2 略</p>	<p>(特殊な業務を主として行う宿日直勤務)</p> <p>第2条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第8条第1項第3号から第7号までに掲げる勤務(同項第6号及び第7号に掲げる勤務については、人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、7,700円</p> <p>(3) 前2号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、4,700円</p> <p>2 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(宿日直勤務)

第8条 条例第9条第1項本文の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務 (第8号に掲げる勤務を除く。)

(2)～(7) 略

(8) 本来の勤務に従事しないで行う災害その他危機管理事案に関する情報の収集及び連絡並びに初動対応のための勤務

2 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(4の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において <u>10日</u> を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	
(11) 生理日のため勤務が著しく困難である場合又は生理に伴う症状の改善に係る通院のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める期間 <u>(生理に伴う症状の改善に係る通院の場合にあっては、一の年において5日を限度とする。)</u>
略	

(宿日直勤務)

第8条 条例第9条第1項本文の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

(2)～(7) 略

2 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(4の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において <u>6日</u> (当該通院等に体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものが含まれる場合 <u>にあっては、10日</u>)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	
(11) 生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(4の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において <u>10日</u> を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	
(11) 生理日のため勤務が著しく困難である場合又は生理に伴う症状の改善に係る通院のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める期間 <u>(生理に伴う症状の改善に係る通院の場合にあっては、一の年において5日を限度とする。)</u>
略	

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(4の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において <u>6日</u> (当該通院等に体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものが含まれる場合にあつては、 <u>10日</u>)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	
(11) 生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第4号の人事委員会規則で定める職員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員（採用に当たり必要な免許その他の資格の取得を要する者であって、その者が当該免許その他の資格を取得するまでの間、臨時的に任用するものを除く。）</u>以外の職員とする。</p> <p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第14条の3 条例第21条の人事委員会規則で定める方法は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</u></p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合__複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合__当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、<u>次号に掲げる場合を除き</u>、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして<u>前号の方法</u>により算定した額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>(3) <u>第1号に規定する運送及び前号に規定する運送を行う場合（旅行命令権者が前2号に規定するいずれかの運送のみでは旅行することが困</u></p>	<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第4号の人事委員会規則で定める職員は、<u>国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）</u>、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</u></p> <p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第14条の3 条例第21条の人事委員会規則で定める方法は、<u>次に掲げる方法とする。</u></p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、<u>複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、<u>当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p>

<p><u>難と認めるときに限る。)</u> <u>現に行った運送につき前2号に規定する方法により算定した額の合計額を転居費の額とする方法</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表第3 (第17条関係)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号)</u> 第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>別表第3 (第17条関係)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が<u>公益的法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号。以下この項において「条例」という。)第2条第3号に規定する旅行命令権者(以下この項において「旅行命令権者」という。)が条例第4条第1項に規定する旅行命令等(以下この項において「旅行命令等」という。)を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日に新たに採用された職員との均衡を考慮して人事委員会が定める職員については、新規則の規定を適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第15号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第3条 条例第11条の5第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）が在勤地を異にする異動若しくは<u>県費負担教職員の勤務する学校の移転又は新たに条例の適用を受けることとなったこと</u>（以下「<u>異動等</u>」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次条に規定する条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 条例第11条の5第2項の規定により<u>同条第1項の規定による手当を支給される県費負担教職員との権衡上必要があると認められる県費負担教職員は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する県費負担教職員でそのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(2) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する県費負担教職員で指定日前3</u></p>	<p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第3条 条例第11条の5第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）が在勤地を異にする異動又は<u>県費負担教職員の勤務する学校の移転</u>（以下「<u>異動等</u>」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次条に規定する条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 条例第11条の5第2項の規定により<u>へき地手当に準ずる手当を支給される県費負担教職員は、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する県費負担教職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u></p>

年以内に、新たに条例の適用を受ける県費負担教職員となって、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）への採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していたへき地等学校に引き続き在勤することとなった県費負担教職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する県費負担教職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 定年前再任用短時間勤務職員への採用をされた県費負担教職員で、当該採用の日の前日に条例第11条の5第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する県費負担教職員との権衡上必要がある県費負担教職員として人事委員会が認めるもの

2 前項の県費負担教職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる県費負担教職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員の指定日に在勤する学校が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第3条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員の指定日に在勤する学校が新たに条例の適用をうけることとなった日（以下この号において「適用日」という。）前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該県費負担教職員が当該適用日の当該学校に異動したものとした場合に第3条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

2 前項の県費負担教職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該県費負担教職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第3条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

- | | |
|---|--|
| <p>(3) <u>前項第3号に規定する県費負担教職員</u> <u>当</u>
<u>該県費負担教職員が同号の採用の日前から定年</u>
<u>前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務し</u>
<u>ていたものとした場合に第3条の規定により指</u>
<u>定日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(4) <u>前項第4号に規定する県費負担教職員</u> <u>当</u>
<u>該県費負担教職員が同号の採用の日前から定年</u>
<u>前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務し</u>
<u>ていたものとした場合に第3条又はこの項の規</u>
<u>定により当該採用の日以降支給されることとな</u>
<u>る期間及び額</u></p> <p>(5) <u>前項第5号に規定する県費負担教職員</u> <u>別</u>
<u>に人事委員会が定める期間及び額</u></p> | |
|---|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第16号

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第3条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動若しくは公署の移転又は新たに条例の適用を受けることとなったこと（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第3条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(特地勤務手当に準ずる手当の月額)</p> <p>第4条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下「準ずる手当の月額」という。）は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表第2の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(特地勤務手当に準ずる手当の月額)</p> <p>第4条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下「準ずる手当の月額」という。）は、<u>同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下「基準日」という。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）</u>に、別表第2の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額（<u>その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額（以下「限度額」という。）を超えるときは、当該限度額</u>）と</p>

する。

- 2 育児短時間勤務職員等（条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったもの（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率（条例第4条の2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。）で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。
- 3 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの準ずる手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額に現に受ける給料の月額に係る算出率（以下「現算出率」という。）を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。
- 4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

（条例第11条の9第2項の人事委員会規則で定める法人）

第4条の2 条例第11条の9第2項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- （1） 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- （2） 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。）
- （3） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人
- （4） 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社

(条例第11条の9第2項の人事委員会規則で定める職員等)

第5条 条例第11条の9第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）への採用をされ、準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員とする。

2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に、新たに条例の適用を受ける職員となり、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2) 略

(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に

(5) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第10条に規定する特定法人

(6) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第5条 条例第11条の9第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により条例の適用を受けることとなった職員とする。

2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用短時間勤務職員への採用」という。）をされ、準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に条例第11条の9第2項に規定する国家公務員、職員以外の地方公務員又は前条に規定する法人に使用されるものであった者（次項において「国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となり、又は定年前再任用短時間勤務職員への採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3) 略

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に

掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たに条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 新たに条例の適用を受けることとなった日 (第3号において「適用日」という。) に準特地公署に異動したものとした場合に前2条の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が適用日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日の当該公署に異動したものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前2条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日 又は定年前再任用短時間勤務職員への採用をされた日に準特地公署に異動したものとした場合に第3条、第4条及び第9条の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に第3条、第4条及び第9条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員が条例の適用を受けることとなった日 又は定年前再任用短時間勤務職員への採用をされた日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に第3条、第4条及び第9条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第3条及び第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第3条及び第4条第1項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(条例附則第9項の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第9条 条例附則第9項の適用を受ける職員であつて、基準日において当該職員以外の職員であつた

ものに対する第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）及び基準日に受けていた」とする。

2 条例附則第9項の適用を受ける職員のうち、第4条第2項から第4項までに規定する職員であるものの準ずる手当の月額は、前項及び第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤手当に準ずる手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第17号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額の基本となる額（以下「基礎額」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前条に規定する職員のうち、<u>条例第11条の2の規定による産業教育手当（以下この条において「産業教育手当」という。）（農業又は水産に関する課程に係るものに限る。）</u>を支給される職員又は<u>条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当</u>を支給される職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（<u>産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第2に掲げる額</u>）</p> <p>(5) 前条に規定する職員のうち、<u>産業教育手当（農業又は水産に関する課程に係るものを除</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額の基本となる額（以下「基礎額」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前条に規定する職員のうち、<u>条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当</u>を支給される職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（<u>定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第2に掲げる額</u>）</p>

<p>く。)を支給される職員 <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額（産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第2に掲げる額）</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則（平成16年鳥取県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（高齢者部分休業の申請） 第5条 略</p>	<p>（高齢者部分休業の申請） 第5条 略 <u>2 高齢者部分休業の勤務しない時間の延長の承認を受けようとする職員は、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して30日前までに任命権者に申請しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後											改正前											
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											
組織		職務の級									組織		職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
知事 の 事務 部 局	本庁 人 口 戦 略 推 進 本 部											本庁 政 策 統 轄 總 局										
	和 令 政 策 戦 略 局 の 改 新 戦 略 本 部											和 令 政 策 戦 略 局 の 改 新 戦 略 本 部										
	略											略										
	輝 く 鳥 取 創 造 本 部 局	中 山 間 ・ 地 域 振 興 課										課 長	中 山 間 ・ 地 域 振 興 課									
男 女 協 働 未 来 創 造 本 部											次 長											
略											略											
本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）											本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）											
	主事	主事	係長	課長	課長	副所長	副所長	局長	局長	部長	部長	主事	主事	係長	課長	課長	副所長	副所長	局長	局長	部長	部長
	機械	機械	主計	主計	主計	主計	主計	主計	主計	主計	主計	機械	機械	主計	主計	主計	主計	主計	主計	主計	主計	主計
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	電気	電気	電気	電気	電気	電気	電気	電気	電気	電気	電気	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師
	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師
	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理
	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	栄養	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理
	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科
	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科
	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生
	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林	農林
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	造園	造園	造園	造園	造園	造園	造園	造園	造園	造園	造園	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	水産	水産	水産	水産	水産	水産	水産	水産	水産	水産	水産	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	建築	建築	建築	建築	建築	建築	建築	建築	建築	建築	建築	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師
	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸	学芸
	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補	員補
	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ	ボツ
	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指
	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導
	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主
略											略											
地方 機関	略										略											
	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防
	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防
	略											略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理
	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵	蔵
	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
	対	対	対	対	対	対	対	対	対	対	対	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化
	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	対	対	対	対	対	対	対	対	対	対	対
	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ
	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
略											略											
皆 成											皆 成											

				栄 業 士 職 業 指 導 員	栄 業 士 職 業 指 導 員	栄 業 士 職 業 指 導 員													
略																			
教育委員会事務局及び教育機関	略	略	教育センター													課長	所長	所長	
		図書館														課長	副館長	館長	
		博物館		学芸員補	学芸員補												副館長	館長	館長
		少年自然の家															課長		
		青年の家															所長		
		略																	
略																			
備考 略																			

				栄 業 士 職 業 指 導 員	栄 業 士 職 業 指 導 員	栄 業 士 職 業 指 導 員													
略																			
教育委員会事務局及び教育機関	略	略	教育センター													課長	所長	所長	
		図書館														課長	副館長	館長	
		博物館		学芸員補	学芸員補												副館長	館長	館長
		少年自然の家															課長		
		青年の家															次長	次長	所長
		略																	
略																			
備考 略																			

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
知事の事務局	地方機関	略				
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館		主幹 副主幹	主幹 副主幹		
備考 略						

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
知事の事務局	地方機関	略				
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館		主幹 副主幹 総括専門員 専門員	主幹 副主幹 総括専門員 専門員		
備考 略						

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
知事の事務局	地方機関	略				
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館		主幹 副主幹	主幹 副主幹		
備考 略						

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
知事の事務局	地方機関	略				
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館		主幹 副主幹 総括専門員 専門員	主幹 副主幹 総括専門員 専門員		
備考 略						

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
略						
知事の事務局	原子力環境センター			主幹研究員		
	農業試験場					場長
	園芸試験場			所長 分場長 試験地長		
	水産試験場					場長
備考 略						

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
略						
知事の事務局	原子力環境センター			主幹研究員		
	農業試験場					場長
	園芸試験場			所長 分場長 試験地長		
	水産試験場					場長
備考 略						

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略								
知事の事務局	総合療育センター				副看護師長	看護師	部長	
	共通	准看護師	看護師	副主幹 看護主任	課長 主幹	佐	補	
	略							
備考 略								

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略								
知事の事務局	鳥取看護専門学校			看護主任	副看護師長			
	倉吉看護専門学校			看護主任	副看護師長			
	総合療育センター			看護主任	副看護師長	看護師	部長	
共通	准看護師	看護師	副主幹	係長	看護主任	課長	補	
	略							
備考 略								

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第20号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
委託団体	期間	委託団体	期間
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、江府町、鳥取県町村総合事務組合、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年	若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、江府町、鳥取県町村総合事務組合、 <u>米子市日吉津村中学校組合</u> 、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年
略		略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第21号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（令和6年鳥取県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																							
別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員 (第2条、第3条関係) 1・2 略 3 知事の事務部局		別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員 (第2条、第3条関係) 1・2 略 3 知事の事務部局																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>地方機</td> <td>略</td> <td rowspan="2">主幹及び副主幹</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</td> </tr> </tbody> </table>		組織		職	略			地方機	略	主幹及び副主幹	関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>地方機</td> <td>略</td> <td rowspan="2">主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</td> </tr> </tbody> </table>		組織		職	略			地方機	略	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)	関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
組織		職																							
略																									
地方機	略	主幹及び副主幹																							
関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館																								
組織		職																							
略																									
地方機	略	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)																							
関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館																								
別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員 (第2条、第3条関係) 1・2 略 3 知事の事務部局		別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員 (第2条、第3条関係) 1・2 略 3 知事の事務部局																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>地方機</td> <td>略</td> <td rowspan="2">主幹及び副主幹</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</td> </tr> </tbody> </table>		組織		職	略			地方機	略	主幹及び副主幹	関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>地方機</td> <td>略</td> <td rowspan="2">主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</td> </tr> </tbody> </table>		組織		職	略			地方機	略	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)	関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
組織		職																							
略																									
地方機	略	主幹及び副主幹																							
関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館																								
組織		職																							
略																									
地方機	略	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員(学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)																							
関	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館																								
別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員(第2条関係) 1 知事の事務部局		別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員(第2条関係) 1 知事の事務部局																							

組織		職
本庁	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
	略	
略		

2・3 略

組織		職
本庁	原子力安全対策課	研究員
	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員
略		
略		

2・3 略

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織			職		
地方 機関	総合 事務 所	略			
		保健 所	略		
			医 薬・ 感染 症対 策課	課長(人事委員会 が定めるものに限 る。)、課長補佐 (人事委員会が定 めるものに限 る。)、主幹(人 事委員会が定める ものに限る。)、 係長(人事委員会 が定めるものに限 る。)、副主幹 (人事委員会が定 めるものに限 る。)、診療放射 線主任、診療放射 線技師、薬剤師及 び衛生技師	
		略			
環境 建築 局		局長(人事委員会 が定めるものに限 る。)、副局長 (人事委員会が定 めるものに限 る。) <u>及び参事</u> (人事委員会が定			

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織			職		
地方 機関	総合 事務 所	略			
		保健 所	略		
			医 薬・ 感染 症対 策課	課長(人事委員会 が定めるものに限 る。)、課長補佐 (人事委員会が定 めるものに限 る。)、主幹(人 事委員会が定める ものに限る。)、 係長(人事委員会 が定めるものに限 る。)、副主幹 (人事委員会が定 めるものに限 る。)、診療放射 線主任、 <u>管理栄養</u> <u>主任</u> 、 <u>歯科衛生主</u> <u>任</u> 、診療放射線技 師、薬剤師、 <u>管理</u> <u>栄養士</u> 、 <u>衛生技師</u> 及び <u>歯科衛生士</u>	
		略			
環境 建築 局		局長、副局長及び 参事(人事委員会 が定めるものに限 る。)			

			めるものに限る。)
		略	
略			

		略	
略			

別表第6 医療職給料表(3)の適用を受ける職員
(第2条関係)

1 知事の事務部局

組織		職
地方 機関	略	
	鳥取看護専門学校	主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、副主任(人事委員会が定めるものに限る。)、看護主任及び看護師
	倉吉総合看護専門学校	
	略	
鳥取療育園	課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主任(人事委員会が定めるものに限る。)、 <u>看護主任</u> 及び看護師	
中部療育園		

2 略

別表第6 医療職給料表(3)の適用を受ける職員
(第2条関係)

1 知事の事務部局

組織		職
地方 機関	略	
	鳥取看護専門学校	主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、 <u>副看護師長</u> 、副主任(人事委員会が定めるものに限る。)、看護主任及び看護師
	倉吉総合看護専門学校	
	略	
鳥取療育園	課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主任(人事委員会が定めるものに限る。)、及び看護師	
中部療育園		

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第22号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
附則別表（附則第2項関係）		附則別表（附則第2項関係）	
支給地域	級地	支給地域	級地
略		略	
人事院規則附則別表の級地が14パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	14パーセント級地	<u>愛知県名古屋市のうち人事院規則附則別表の級地が14パーセント級地（同市を除く。）</u> である地域のうち人事委員会が定めるもの	14パーセント級地
<u>愛知県名古屋市のうち人事院規則附則別表の級地が13パーセント級地（同市を除く。）</u> である地域のうち人事委員会が定めるもの	13パーセント級地	人事院規則附則別表の級地が13パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	13パーセント級地
略		略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。